

京都教育大学大学院連合教職実践研究科特別研究学生規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 4年 2月 21日 最終改正

(趣 旨)

第1条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則（以下「研究科規則」という。）第38条第2項に基づき、この規程を定める。

(特別研究学生)

第2条 他の大学の大学院（外国の大学院を含む。）に在学中の学生で、本学において研究を行おうとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(入学の出願)

第3条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属大学を通じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 所属大学長の推薦書
- 三 所属大学の成績証明書
- 四 健康診断書

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(研究期間)

第5条 特別研究学生の研究期間は、6月又は1年とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第6条 検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 特別研究学生が、国立大学法人が設置する大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 特別研究学生が、公立、私立及び外国の学生であるときは、別に定める授業料を徴収する。ただし、外国の大学との協定において、授業料が相互に不徴収とされている場合には徴収しない。
- 4 既納の授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(研究の修了)

第7条 特別研究学生が研究を修了したときは、指導教員は研究科規則第6条第1項に定める教授会に研究の修了を報告しなければならない。

- 2 研究の修了を承認された者には、学長は本人の願い出に基づき研究修了証明書を交付することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生についてなお必要な事項は、大学院学生に関する諸規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 京都教育大学大学院教育学研究科規則第35条第2項に基づく特別研究学生の受入れについては、令和5年3月31日まで、この規程を準用する。